

議会のしくみ

王寺町議会

町民

陳願
請

採録

行政手続

選挙

町議会

町長

議決・調査・検査

条例案・予算案
決算案の提出

(議決機関)

(執行機関)

町議会の役割

町議会は、地方自治法により設置が義務づけられており、町民の直接選挙により選ばれた議員で構成される合議体で次のような役割を担っています。

1. 議会は町民を代表する機関である。

2. 議会は王寺町の意味を決定する機関である。

3. 議会は町長に対し提言する機関である。

4. 議会は地方公共団体の内部機関である。

5. 議会は執行機関を監視する機関である。

6. 議会は公益に関する機関意思を決定する機関である。

1. 議会は町民を代表する機関である。

地方自治体(王寺町)は執行機関の町長と議事機関である議会の議員をそれぞれが直接選挙で選出する二元代表制をとっており、執行機関と議会は独立・対等の関係に立ち、相互に緊張関係を保ちながら協力して、王寺町の運営にあたる責任があります。

議員は、町民を代表する者として、地域のことや住民福祉の向上等に努めることがその主な役割です。いろいろな人が議員に立候補して、積極的に自分たちの町のまちづくりにかかわっていくことが必要です。



2. 議会は王寺町の意味を決定する機関である。

執行機関の長が独任制であるのに対し、議会は複数の代表で構成される合議制の機関であります。

議会は、町長から提案される予算、決算、条例制定や改廃、また王寺町が締結する契約等を審議しますが、その際いろいろな町民の意見を反映させ、様々な意見を出し合い、その可否について決定する権限を有しております。

議会は町民に対する行政サービス提供の最終決定者であると同時に、議会と町は、王寺町の発展と住民福祉等の向上のため、お互いに知恵を出し合い協調していく必要があります。

3. 議会は町長に対し提言する機関である。

議会は、町長から提出された議案に対し、その可否についての判断をするだけでなく、議員にも条例制定や改廃等についての提案権があります。議案の提案・修正などによる議会意思の表明など政策決定における大きな権限を有しています。

議会は町民の代表であり、町民に一番身近な存在である議員が、地域の状況と町の施策を確認・調査して議会で論議するとともに、町長に提言することにより、より一層行政サービスの向上を図ることができます。



4. 議会は地方公共団体の内部機関である。

地方公共団体は、執行機関（行政）と議決機関（議会）とで構成されています。

執行機関と議決機関とは常に対等であり、王寺町を代表するのが町長です。議会が議論を尽くした上で議案を議決し、それを王寺町の施策として実行するのが町長です。議会は、縁の下の力持ち的な役割を担っています。



5. 議会は執行機関を監視する機関である。

議会は、主権者である町民に代わって執行機関を監視・評価し、執行機関の独走をチェックする機関でもあります。

具体的な例として、一般質問、議案に対する質疑、委員会での審査、所管事務調査等が挙げられます。



6. 議会は公益に関する機関意思を決定する機関である。

議会の重要な役割の一つとして、国の各省庁や国会等に対し、公益に関することについて、意見書を提出することができます。

議会は町民の代表として町民の総意を背景に意見書を可決することは、議会として非常に重要なことです。

また、特定の問題について、多くの地方議会が意見書を可決して国の各省庁や国会等に提出することは、問題解決の糸口につながっていくものであり、町民が目的の実現のために議会と協調していくことが必要です。



王寺町議会の内容説明

1. 議員定数・任期

議員定数 12 人 (平成27年4月30日より)

議員の任期 4 年 (平成31年4月29日まで)

議員名簿

議員番号	議員名	党派	当選回数
1番議員	北村達夫	無所属	初
2番議員	嶋内晴三	無所属	初
3番議員	小山郁子	日本共産党	2回
4番議員	大久保一敏	自由民主党	2回
5番議員	伊藤隆明	公明党	3回
6番議員	沖優子	無所属	4回
7番議員	松岡成行	無所属	4回
8番議員	鎌倉文枝	無所属	4回
9番議員	中川義弘	無所属	6回
10番議員	楠本勝	無所属	6回
11番議員	幡野美智子	日本共産党	7回
12番議員	西本集一	無所属	7回



2. 議会の構成 (平成27年度での役職氏名)

議長	西本集一
副議長	伊藤隆明
監査委員	中川義弘

常任委員会

(傍聴することができます。)

議案は、原則として委員会に付託され、委員会で審議された結果を受け、最終日の本会議で諮られます。

総務文教常任委員会 (定数6人)

- ・行財政一般に関する事項
- ・教育に関する事項
- ・他の委員会の所管に属さない事項

委員長	楠本勝
副委員長	鎌倉文枝



くらし環境常任委員会

(定数5人)

- ・社会福祉、社会保障、保健衛生その他厚生一般に関する事項
- ・環境に関する事項
- ・道路、河川、都市計画、産業その他建設一般に関する事項
- ・水道事業に関する事項

委員長
副委員長

大久保 一 敏
小 山 郁 子

議会運営委員会

(定数6人)

(傍聴することができます。)

- (1) 会期に関する事
- (2) 議事日程に関する事
- (3) 議事進行に関する事
- (4) 各議員相互の連絡協調に関する事
- (5) 請願、陳情の処理に関する事
- (6) 意見書の提出等議会の対外的問題に関する事
- (7) 議会が主催する行事について
- (8) 議会関係例規の制定、廃棄に関する事
- (9) 議長の諮問に関する事
- (10) 議会事務局所管に属する事務および他の委員会に属さない事項
- (11) その他議会運営上必要と認める事項

委員長
副委員長

松岡成行
小山郁子

議会広報編集委員会

(定数6人)

議会広報「議会だより」は、年4回、定例会開催月の翌々月第3金曜日に発行します。広報の原稿は事務局で作成され、一般質問は議員それぞれが作成します。

委員長

伊藤隆明

議会改革特別委員会

(定数11人)

委員長
副委員長
委員

鎌倉文枝
沖優子
議長を除く他の議員



平成26年度王寺町決算特別委員会

(定数6人)

(傍聴することができます。)

委員長
副委員長

楠本 勝
大久保 一 敏

平成28年第1回定例会(3月議会)におきまして、平成28年度王寺町予算審査特別委員会の設置が予定されております。

全員協議会

(全議員)

- *1 議員は、少なくとも1つの常任委員会に所属
- *2 議長は、オブザーバーとして委員会に出席し、委員会所属はなし。



3. 議会本会議

(傍聴することができます。)

(1) 本会議の種類

定例会

毎年

・3月(第1回)

次年度の施政運営方針

次年度の予算審議

議案、一般質問、等

・6月(第2回)

議案、一般質問、等

・9月(第3回)

前年度の決算審議

議案、一般質問、等

・12月(第4回)

議案、一般質問、等

臨時会

緊急を要する議案審議等のため臨時的に開催される議会
5月には役職改選のため臨時会を開催
必要な期間は、通例は1日間

標準的な会期日程例 (土・日は除く)

1日目	議会運営委員会・本会議(議案上程等)
2日目	本会議(一般質問)
3日目	休会
4日目	総務文教常任委員会
5日目	くらし環境常任委員会
6日目	休会 (9月議会は決算審議、3月議会は予算審議のため2日間の特別委員会を開催)
7日目	休会
8日目	休会
9日目	本会議(各委員長報告、賛否討論、議案採決、追加議案上程等)



4. 議員報酬および議員研修

(1) 議員報酬 (月額)

	議 長	副 議 長	議 員
条 例 上	390,000円	310,000円	280,000円
現 行*	350,000円	300,000円	270,000円

*:王寺町議会議員の議員報酬の特例に関する条例により、平成19年4月1日から当分の間現行の額に減額されています。



(2) 議員期末手当

6月	12月	計
1. 475月分	1. 625月分	3. 1月分

(3) 政務活動費

なし



(4) 議員研修

・議員行政視察研修

議会の議決により行政視察を行うことができる。
現在は、全議員研修として実施。(1泊2日を限度)

《平成27年度の研修》

視察日時:平成27年10月22日・23日(2日間)

視察先 ①

広島県尾道市
公立みつぎ総合病院
視察目的:地域包括ケアシステムについて

視察先 ②

島根県邑南町
視察目的:定住対策・日本一の子育て村の取組について

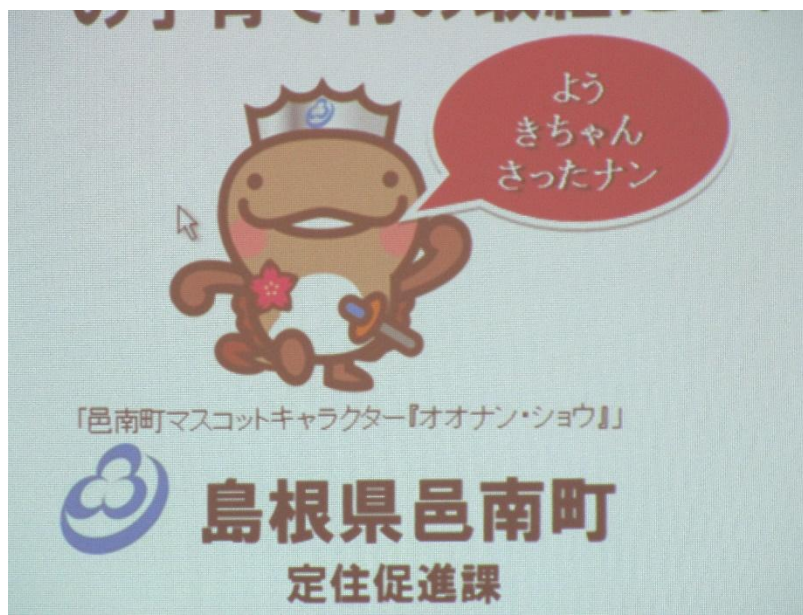


視察状況

視察先: 公立みつぎ総合病院 (広島県尾道市)



視察先：島根県邑南町



以上が簡単ではありますが、王寺町議会の説明でございます。

また各々の議員が個々に独自に町議会議員として、町民の皆様が幸せにそして安全にまた健康に過ごしていただけるよう日々活動・努力をいたしております。今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

また、本議会および委員会の傍聴には是非とも足をお運びいただきますようお願い申し上げます。

